

1 趣旨

経営戦略とは、人口減少に伴う料金収入の減少等による地方公営企業の経営環境変化に対応するため、中長期的な経営の基本計画を策定することにより、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るものである。

平成29年度から令和8年度までを期間とし、官庁会計による財政収支計画を踏まえて平成28年度に策定した善通寺市公共下水道事業経営戦略について、公営企業会計の観点から見直しを行った。

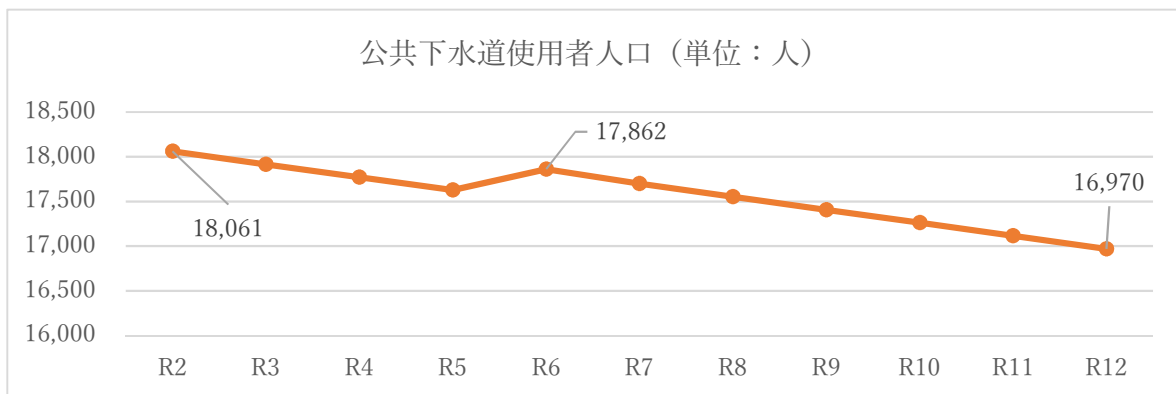
改定版経営戦略は、令和3年度から令和12年度までの10年間を期間とする。

2 経営戦略の概要

(1) 人口及び有収水量の推移について

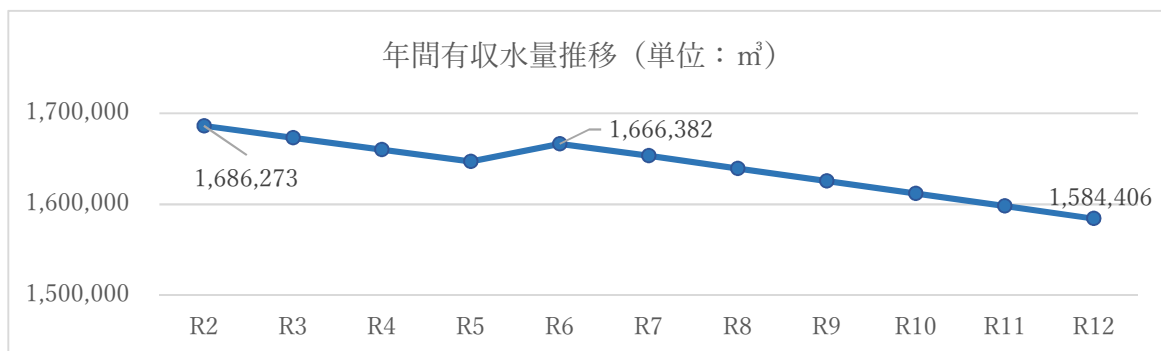
ア 公共下水道使用者人口

令和2年3月改訂の「善通寺市人口ビジョン」における社人研推計準拠の人口予測を用いた市全体人口の推移と同調して下水道使用者人口も減少するものと見込んでいる。また、目標として水洗化率を若干増加させる見込みとした上で、令和6年度から農業集落排水施設を接続することを踏まえ、該当人員見込数を加算している。



イ 有収水量

公共下水道使用者人口の推移に応じて減少するが、令和6年度から、農業集落排水分が増加するものと推計している。



善通寺市公共下水道事業経営戦略（令和2年度改定）概要版

(2) 今後の設備投資について

期間中において実施する予定の主な建設事業は、下記のとおり（税込）。

（単位：千円）

区分	R 3	R 4	R 5
農業集落排水施設接続事業	17,000	47,000	78,800

平成27年度に策定した「善通寺市生活排水処理構想」に従い、本年度、善通寺市流域関連公共下水道事業全体計画を改定し、公共下水道整備区域を縮減する。そのため、面的整備については、一部を除き、令和元年度までの整備事業をもってほぼ既成したこととなる。期間内において予定する主要な建設事業は、農業集落排水施設の公共下水道への接続事業であり、令和3年度から5年度までの期間において実施する。

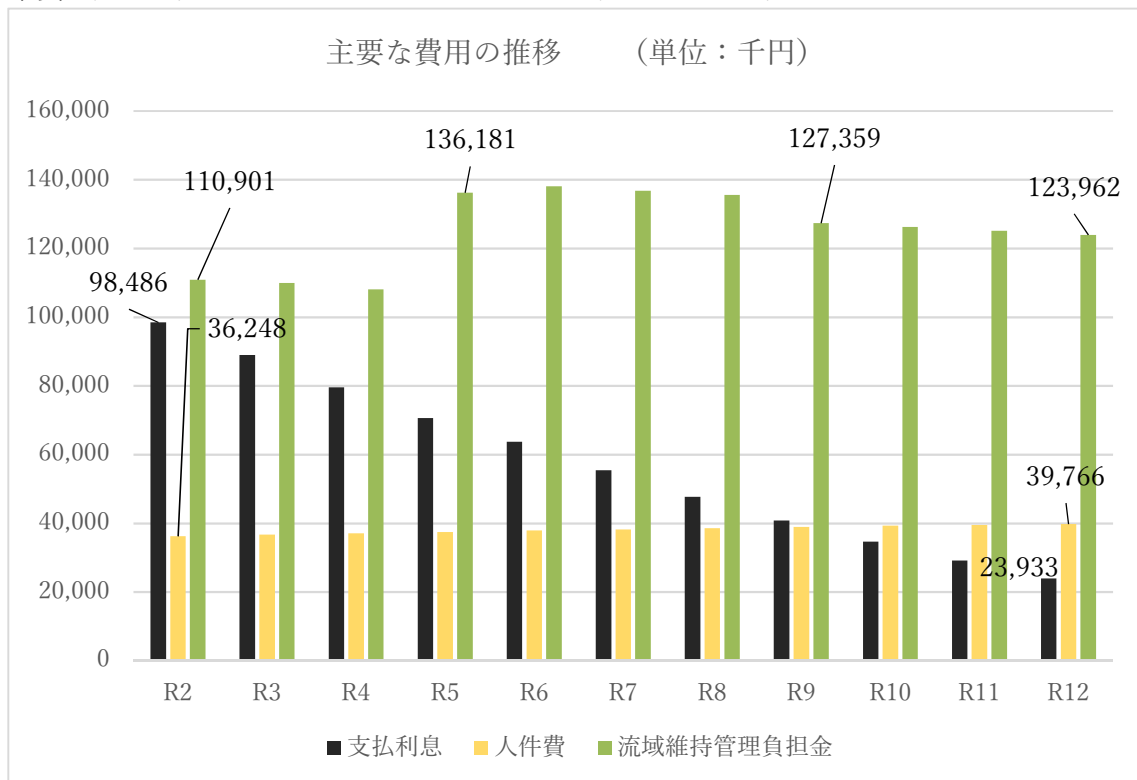
なお、一部の未整備地域については、地域内の状況等を踏まえ、適切な時期が到来したときに整備を行う予定としており、現時点においては整備額を考慮していない。

このほか、毎年度、土地利用の状況に応じた末端管渠整備を見込んでいる。

(3) 主要な費用の推移について（税抜）

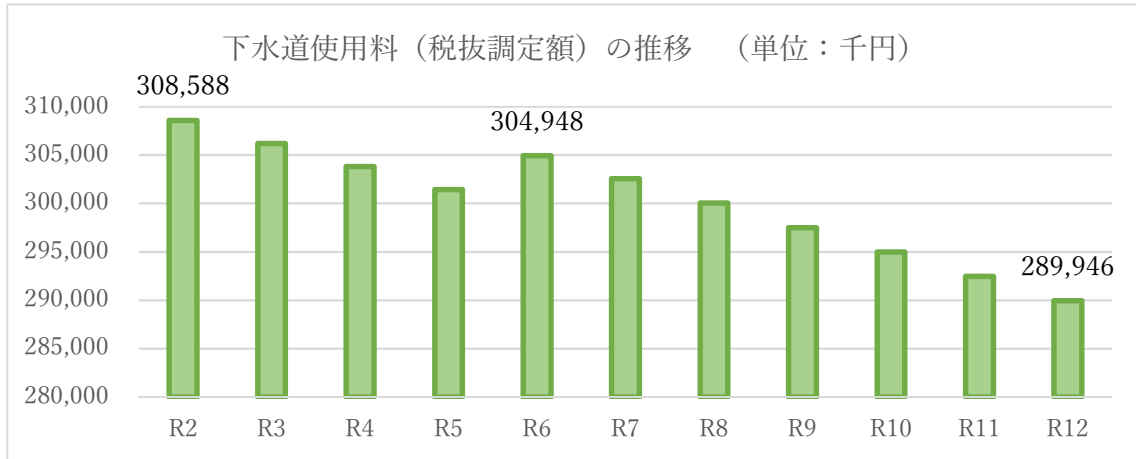
・流域下水道維持管理負担金については、香川県との協議により4年ごとの単価を定めることとしている。令和5年度及び9年度に単価改定が行われることを前提として試算しているが、改定幅については、今後の単価協議において変動する見込みである。

・支払利息については、令和6年度以後農業集落排水分を加算しているが、大規模な建設事業費の実施が見込まれないことから、大きく減少するものと見込んでいる。



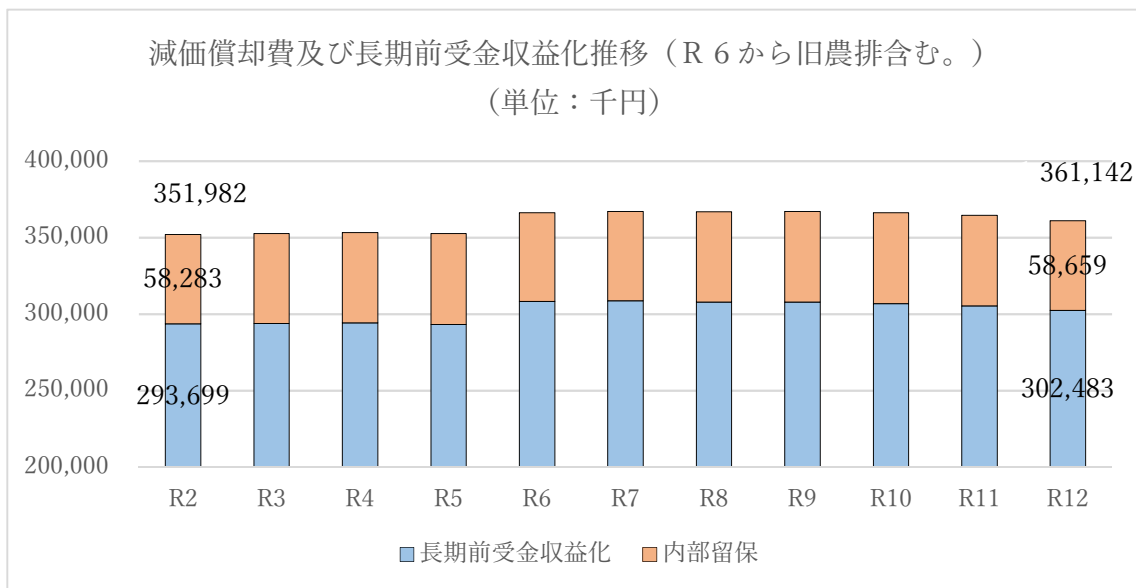
（４） 下水道使用料収益（税抜調定額）

下水道使用料については、公共下水道使用者人口の推移に同調して減少するものと見込んでいる。なお、令和6年度から、農業集落排水分を加算している。



（５） 減価償却費等について

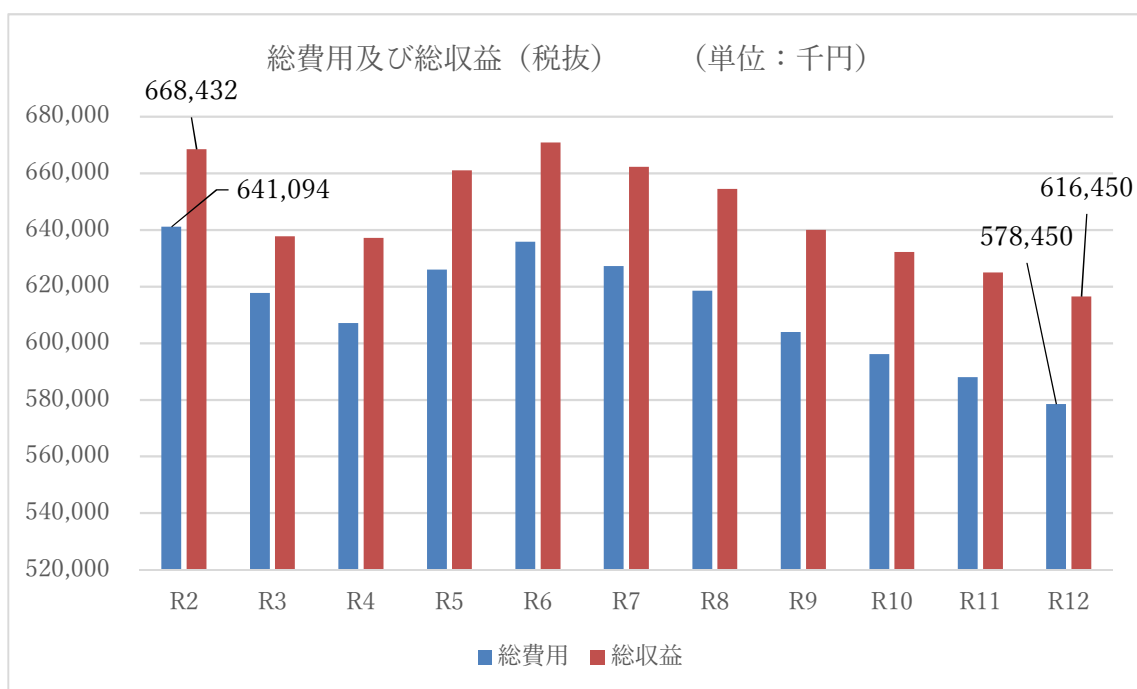
減価償却費及び長期前受金収益化の推移は下記のとおりであり、法適用前の一般会計繰入金の影響から、収益化額が大きく、内部留保資金となる額は僅少である。



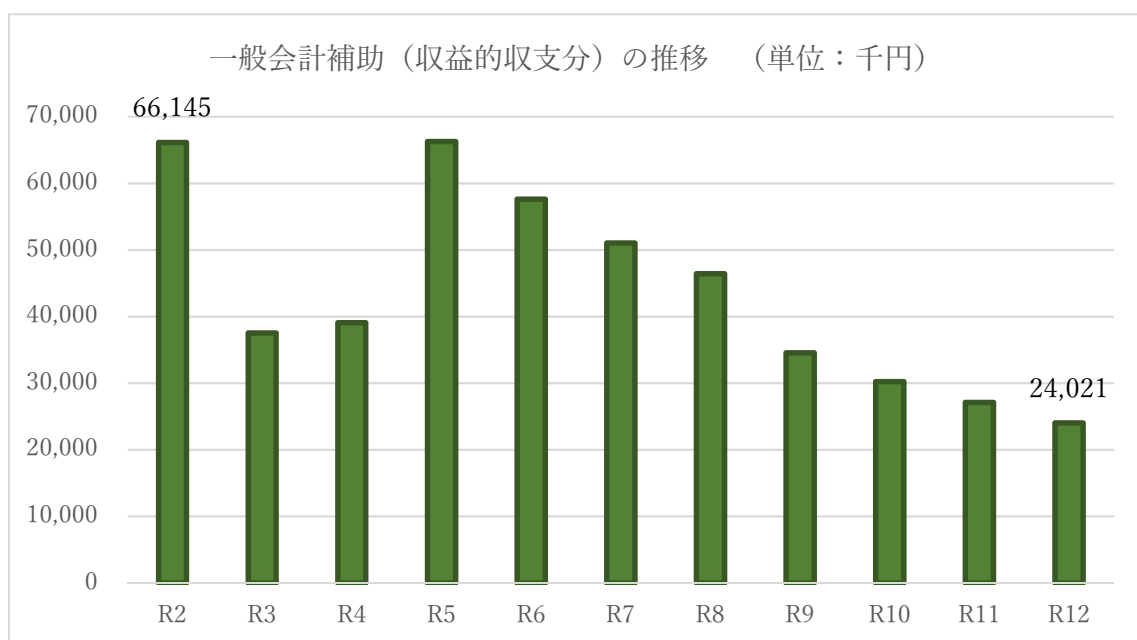
（６） 収益的収支の推移について

安定的な財政運営に資するため、一般会計補助（減価償却費補助）を収入することとしている。なお、下水道使用料収益が減少傾向となるが、支払利息が大きく減少していくこと等により、一般会計補助が大きく増加することはないものと推計している。

善通寺市公共下水道事業経営戦略（令和2年度改定）概要版



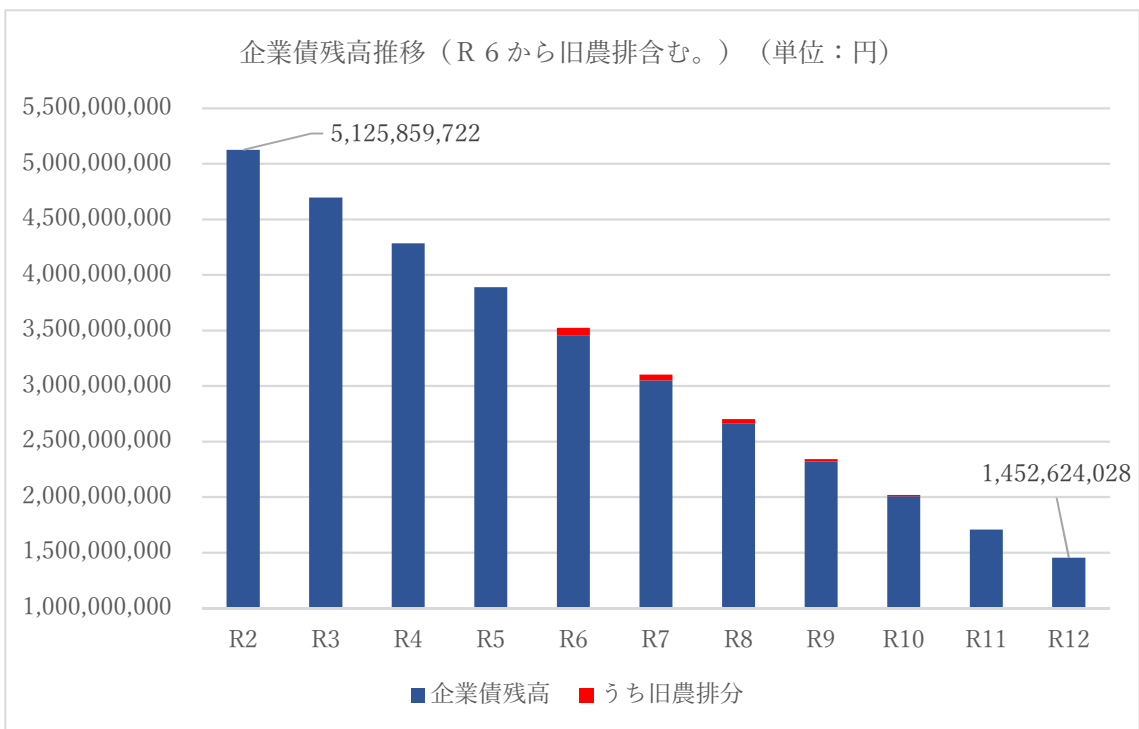
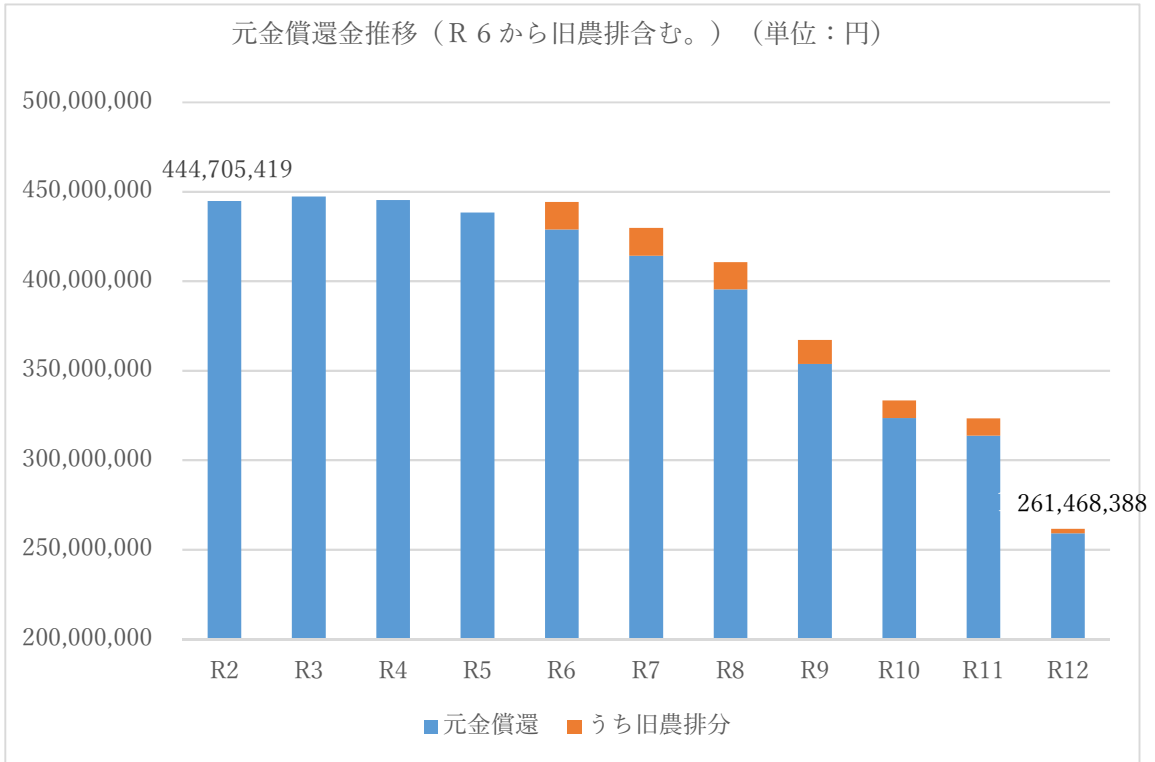
令和5年度における総費用の増加は流域下水道維持管理負担金の単価改定、令和6年度における総費用の増加は農業集落排水施設の減価償却費が加算されることが大きな要因である。



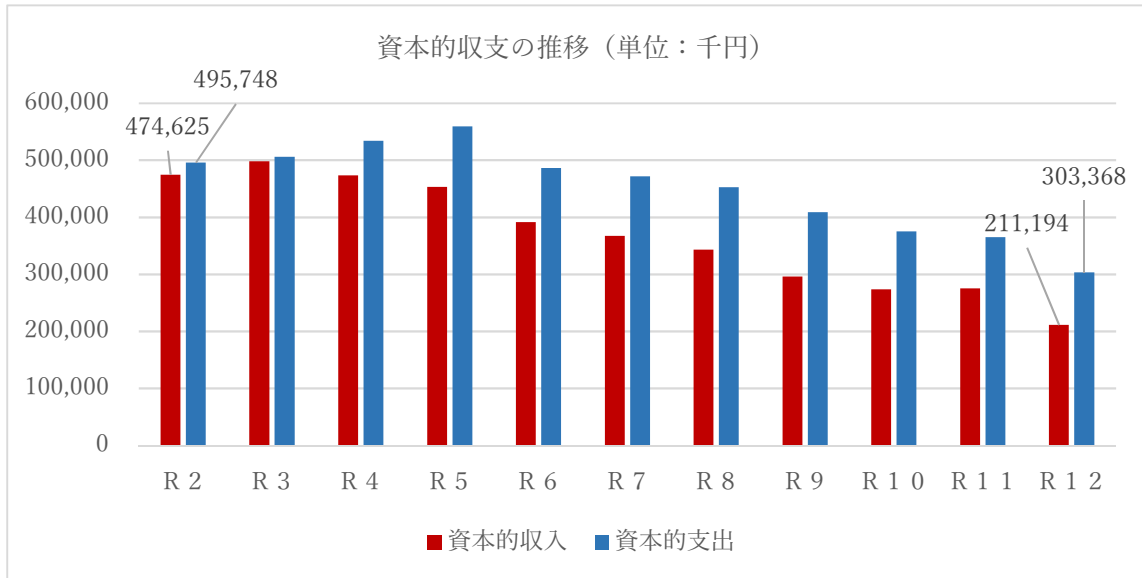
令和2年度は、法適用前の費用（消費税納付額等）が特別損失として必要であること等から、一般会計補助が大きい。令和5年度の増加は、流域下水道維持管理負担金の単価改定の影響等による。

（7） 企業債について

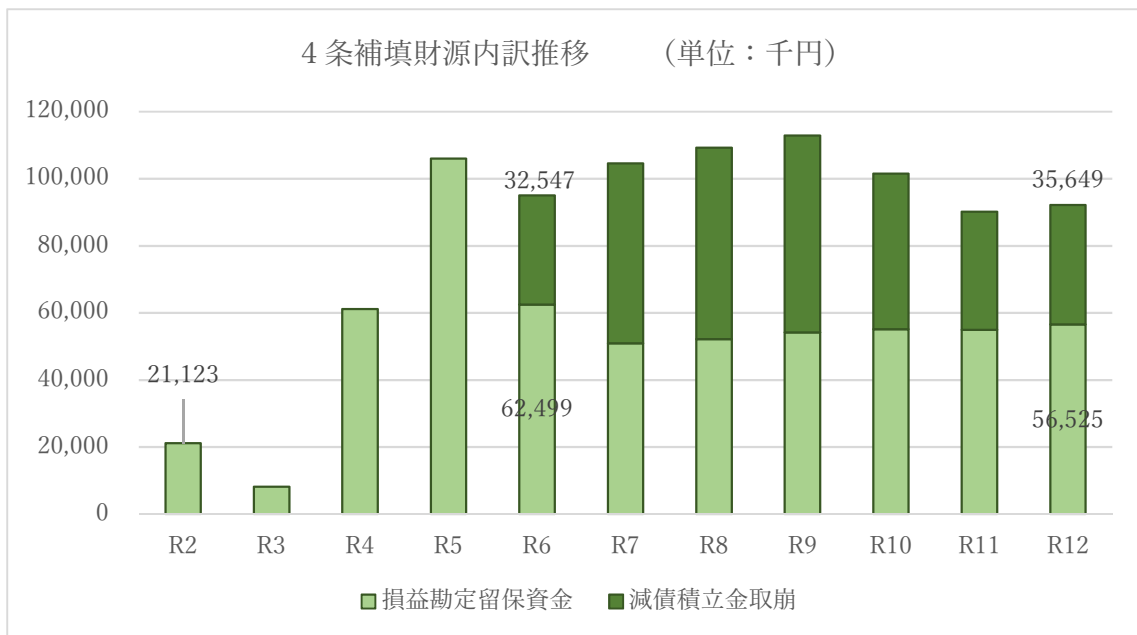
建設改良事業について、面的整備がほぼ終了することとなるため、大規模な投資額が見込まれない。このことから、今後の借入額が低調となり、償還額、残高ともに減少傾向となると見込んでいる。



(8) 資本的収支の推移について



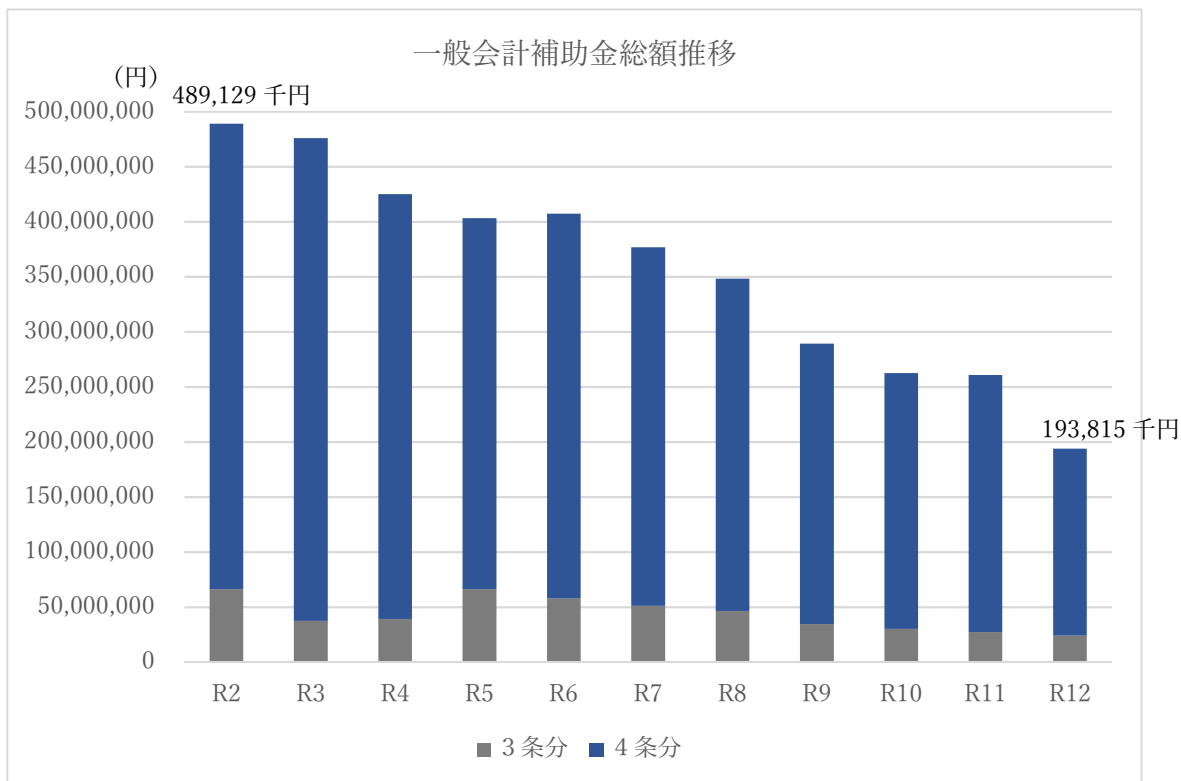
元金償還の減少に伴い、資本的支出が減少する見込みである。なお、資本的支出には、流域下水道建設負担金を含んでいる。



令和6年度から、損益計算で生じた利益を積み立てた減債積立金を取り崩すことにより補填することとしている。

（9） 一般会計補助について

元金償還金及び支払利息の減少、資本的収支の内部留保による補填等から、収益的収支及び資本的収支における一般会計補助の総額は、大きく減少するものと見込んでいる。



一般会計補助の内訳は以下のとおり

○収益的収支分（3条）

- ・繰入基準内分＝減価償却費補助（分流式下水道等に要する経費分）
支払利息補助（臨時財政対策債分等）
- ・繰入基準外分＝一般会計等事務兼務職員人件費補助

○資本的収支分（4条）

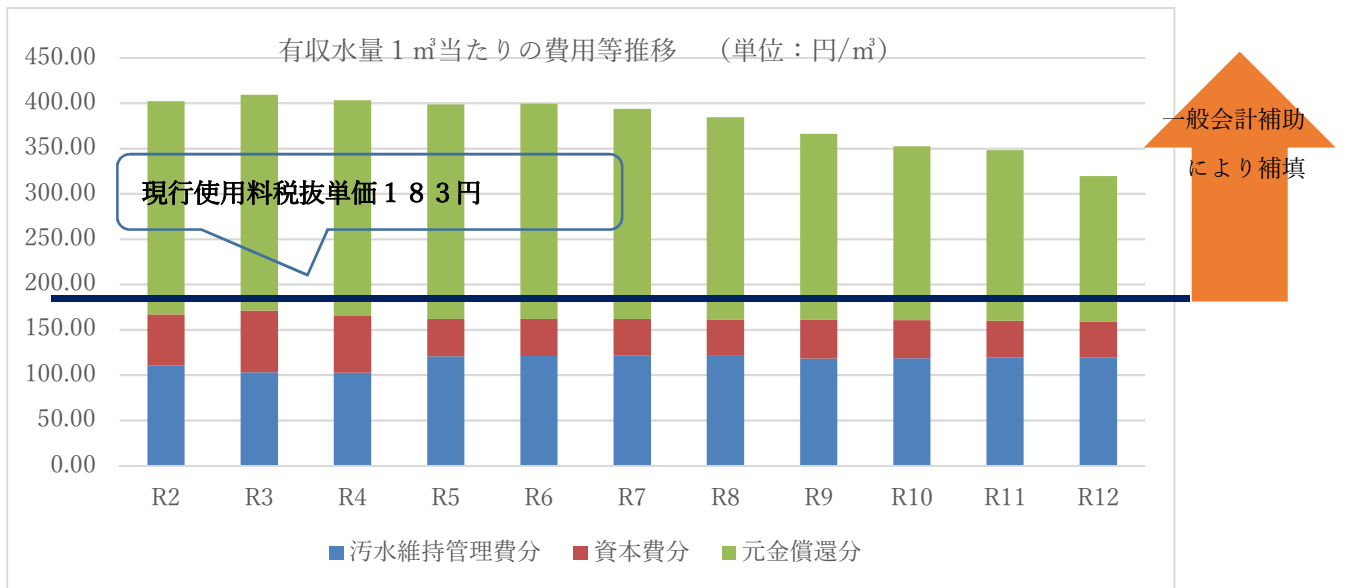
- ・繰入基準内分＝元金償還金補助（臨時財政対策債分等）
- ・繰入基準外分＝元金償還金補助
（損益勘定留保資金、利益剰余金等により補填できないと見込まれる額）

※企業会計移行に伴うその他の一般会計との金銭等について

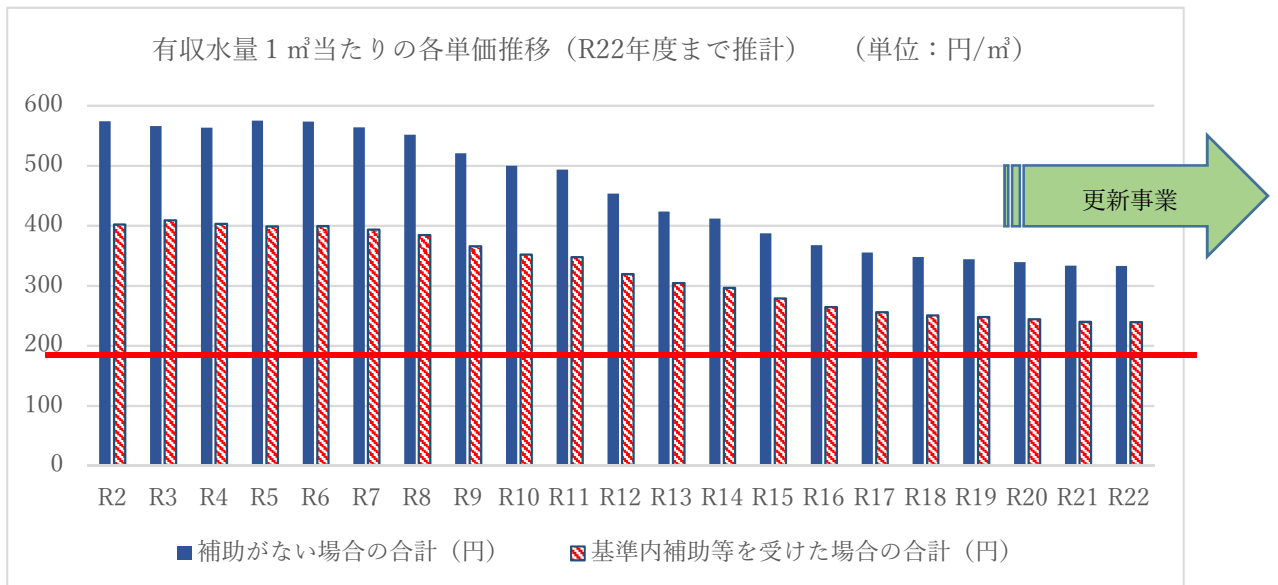
- ・庁舎の使用について、下水道事業会計から一般会計に対して負担金を支払う
- ・退職手当については、全額を一般会計が負担

（10） 下水道使用料水準について

下水道使用料は、適切な事業報酬を見込むことが求められるが、期間中の企業債償還金は極めて高水準となっており、使用料収入による内部留保で償還することとした場合、現行使用料水準の2倍程度が必要となる。しかし、区域拡張を伴う建設事業が終焉したことから、今後大幅な借入金の増加は認められず、償還金は減少の一途となるものと見込んでいる。このことから、期間中における使用料収益の目標は、汚水維持管理費及び資本費（減価償却費及び支払利息）を確保できる額とし、不足する元金償還分については、資本費平準化債による平準化を行うことなく、一般会計補助を充てることとしたい。更新事業を具体化するまでの間においては、現行使用料水準を維持すべきであると考えている。



※上のグラフは、元金及び支払利息への基準内補助、兼務者人件費補助及び減価償却費に対する基準内補助並びに法適用前からの元金充当一般会計補助に係る長期前受金収益化額を差し引いた額により作成している。



善通寺市公共下水道事業経営戦略（令和2年度改定）概要版

3 経費回収率の向上に向けたロードマップ

本市下水道事業における経費回収率の向上に向けたロードマップは、次のとおりとする。

区分		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
効率的な汚水処理方法の選択 (資本費抑制)	スケジュール	事業計画改定		農排接続事業実施期間									
	具体的取組	資本費(減価償却費)を抑制し、収支構造の適正化を図るため、令和2年度において善通寺市流域関連公共下水道事業全体計画を改定し、公共下水道整備区域を縮減する。面的整備をほぼ既成とするとともに、令和5年度から農業集落排水施設を公共下水道に接続する。											
	業績指標	公共下水道整備区域(事業計画面積)を284.5ha縮減し、農業集落排水分を加えることにより882.5haとし、農業集落排水施設を公共下水道に接続すること。											
設備投資の抑制による企業債償還額の低減	スケジュール	農排接続事業実施期間				設備投資抑制							
	具体的取組	資本費(支払利息)を抑制し、収支構造の適正化を図るとともに、次期における更新事業の財源を確保していくため、設備投資を可能な限り抑制し、企業債償還額を低減させる。											
	業績指標	令和12年度における企業債元利償還金及び下水道使用料比率[(企業債元金+支払利息)/下水道使用料]を150%以下とすること。											
マンホールポンプ維持管理業務の他市町との共同発注実施	スケジュール	構想・準備			実施			実施					
	具体的取組	香川県汚水処理事業効率化協議会における協議に参画し、マンホールポンプ維持管理業務の共同発注を実施する。											
	業績指標	経費効果が生じるものと見込まれ、かつ、適正な契約方法が見出せる場合において、2団体以上の主体による共同発注実施											
普及促進活動の実施	スケジュール	実施											
	具体的取組	下水道に対する理解を深めることを目的として、市イベント等での周知活動を行うとともに、供用開始区域内の未接続世帯に対し、文書による啓発等を行う。											
	業績指標	市イベント等での周知活動:年1回以上 供用開始から3年経過者への文書啓発:3年経過者発生年度について毎年度											